

令和6年1月24日

福祉部福祉課

江東区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び 運営の基準等に関する条例の改正について

1 改正の理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「予防サービス省令」という。）の一部改正に伴い規定を整備する。

2 主な改正内容

- (1) 指定地域密着型サービスの事業の従業者の員数や床面積等の基準について、省令によることを定める改正を行う。
- (2) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の従業者の員数や床面積等の基準について、予防サービス省令によることを定める改正を行う。

3 施行日（予定）

令和6年4月1日

4 改正時期

令和6年第一回区議会定例会に提案予定